

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度第 3 回滋賀県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 4 日 (金) 9 時 21 分 ~ 11 時 50 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 3 人) 平井建志 木下康代 石井利江子 労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 (定数 3 人) 水野 透 西田保夫 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官</p>
主要議題	滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>1 労使各側代表の主張概要 <労働者側代表の主張> 隣県との格差を埋めたい。目安どおりでは格差が埋まらない。 目安を下回することは到底考えられない。 労側としては、目安にプラスしたいところである。 附帯決議を付した専門部会報告とすること。 <使用者側代表の主張> 中小企業は企業物価が上昇する中で価格転嫁が出来ておらず、非常に厳しい状況にある。 特に小規模事業場の置かれている状況を理解してもらいたい。インボイス制度も小規模事業場には負担となっている。 現在の状況では目安にプラスできる状況ではない。また、目安通りでも全員賛成はできかねる。採決の結果で決定しても、附帯決議を付して専門部会報告としたい。</p> <p>2 公益委員の考え方 目安を参考に滋賀県の経済状況等を見て金額を決定することとなるが、現在の滋賀県の経済状況から見て、目安にプラスする要素は見られず、目安どおりと考える。</p> <p>3 専門部会報告について 最後まで労使の意見の隔たりが埋まらず採決を行い、賛成多数で目安と同額の 40 円引上げの報告をすることとなった。</p>

また、公労使の合意があったため、附帯決議を付した答申とすることとなった。